特定品目前年度課税移出数量	割合	割合
四百キロリットルを超え千キロリットル以下	百分の八十	百分の八十五
	百分の九十	百分の九十二・五
	百分の九十五	百分の九十六・二五
千キロリットルを超え千三百キロリットル以下	百分の八十	百分の九十
	百分の九十	百分の九十五
	百分の九十五	百分の九十七・五
千三百キロリットル超	百分の八十	百分の九十五
	百分の九十	百分の九十七・五
	百分の九十五	百分の九十八・七五

3　第一項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一　その年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が三百人を超える個人

二　その年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超える法人（次号及び第四号において「特定大法人」という。）

三　その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

四　その年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人（前号に掲げる法人を除く。）

五　酒税法第七条第一項の規定により製造免許を受けている者以外の者

六　酒税法第七条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により製造免許を受けている者であつて、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者

七　その年度の前年度の末日以前二年内において酒税の滞納処分を受けた者

八　酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者

九　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十四条第二項又は第八十六条の四の規定による命令に違反した者

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　承認酒類製造者　酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第七項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。

二　完全支配関係　一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

5　前項第一号の承認を受けようとする者は、その者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、酒類業の健全な発達に資するために必要な取組としてその者の酒類製造業に係る経営基盤の強化のための技術の向上その他の政令で定めるものについての計画期間、目標、その目標を達成するための措置その他の財務省令で定めるものを記載した書面（次項から第八項までにおいて「事業計画書」という。）を添付して、製造場の所在地を所轄する税務署長に申請しなければならない。

6　税務署長は、前項の申請があつた場合においては、当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請の却下をする。

一　前項の申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合その他これらに類する場合

二　第八項の規定により承認を取り消された日から一年を経過するまでの者である場合

三　当該申請前二年内において酒税の滞納処分を受けた者である場合

四　第三項第八号又は第九号に掲げる者である場合

7　承認酒類製造者が事業計画書に記載した目標の達成状況その他の財務省令で定める事項を記載した書面をその年度（以下この項及び次項において「対象年度」という。）の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、当該対象年度については、第一項の規定は、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかつたことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があつたときは、この限りでない。

8　承認酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第六項の承認をした税務署長は、当該各号に定める日に遡つて、その承認を取り消すことができる。

一　前項に規定する書面に偽りの記載をして提出した場合　当該書面に係る対象年度の初日

二　事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる場合　事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる期間の初日

三　酒税の滞納処分を受けた場合　当該滞納処分を受けた日

四　第三項第八号若しくは第九号に掲げる者に該当することとなつた場合又は第六項第一号に規定する場合　これらの場合に該当することとなつた日

9　前各項に定めるもののほか、相続その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部を承継した者の前年度課税移出数量の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の四　削除

第八十七条の六第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつた」を「（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により酒税が徴収された」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該酒類を譲り受けた者又は当該所持をした者とする」を「。次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつた」を「により酒税が徴収された」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項に」を「第八項に」に、「第十四項」を「第十五項」に、「第八条第七項」を「第八条第八項」に、「係る第七項」を「係る第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項又は第十項」を「第十項又は第十一項」に改め、同項第二号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項本文」を「第五項本文又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、当該酒類を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該酒類を譲り渡した者と連帯して当該酒類の譲渡についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を納付する義務を負う。この場合における酒税の徴収については、前項の規定を準用する。

第八十八条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。